

会津坂下町 災害時業務継続計画

～ 発災時に必要な業務の継続に向けて ～

平成28年1月

会津坂下町

【目次】

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 対象機関	1
3 対象とする事象	1
4 非常時優先業務の概念	1
5 業務継続計画の概要	3
6 本計画の基本方針	4
7 本計画の適用範囲	4

第2章 前提とする災害と被害想定

1 想定する災害	5
2 想定被害	5

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準	8
2 非常時優先業務の対象範囲	8
3 業務の設定結果	9

第4章 執行体制の確保と対策

1 災害対策本部体制の確保	10
2 職員の参集	11
3 参集職員の把握及び安否確認	13
4 非常時の参集体制	14
5 指揮命令系統及び職務代行	15

第5章 執務環境の整備及び確保

1 庁舎等の耐震化と代替施設の確保	16
2 執務環境の確保	16
3 食料	17
4 通信手段	18
5 情報システム基盤（ネットワーク、業務システム）	18

第6章 計画の推進

1 全庁的な取組	20
2 推進体制	20
3 計画の見直し	20
4 指定管理者等への周知と連携	21

別表

非常時優先業務（初動・応急・復旧業務）の選定一覧	23
非常時優先業務（通常業務）の選定一覧	30

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

地震や水害をはじめとする自然災害や大規模事故などの危機が発生した場合、町は町民の安全・安心の確保を最優先に被災者保護などの災害応急対策及び災害復旧対策、さらには災害復興の中心として、重要な役割を担っています。また、災害時であっても、必要な通常業務は継続して実施しなければなりません。しかし、庁舎の被災、断水、停電、通信などライフラインの機能低下や、休日・夜間での職員の参集の遅れ等により、業務遂行に対して、支障が生じる可能性があります。

特に、東日本大震災でも経験したように、大規模地震発生時に利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下においては、町が全てのニーズに対応することは困難であり、あらかじめ、町の災害リスクを考慮して備えを行うとともに、優先度の高い災害対策業務や通常業務を定め、発災直後から業務を継続できる体制を整えておくことが重要です。

そのため、大規模な災害（特に地震災害）が発生した場合を想定し、大規模災害による影響によって庁舎機能が低下する状況にあっても業務を継続し、早期にできるだけ通常レベルに復旧させるための事前対策として、町が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくものが、この「会津坂下町災害時業務継続計画」（以下、「業務継続計画」という。）です。

2 対象機関

この業務継続計画の対象となる機関は、町長部局及び他の執行機関の事務を処理する機関等の全てとします。

3 対象とする事象

この業務継続計画の対象となる事象は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（自然災害+大規模な火災、爆発、その他の事故等）とします。

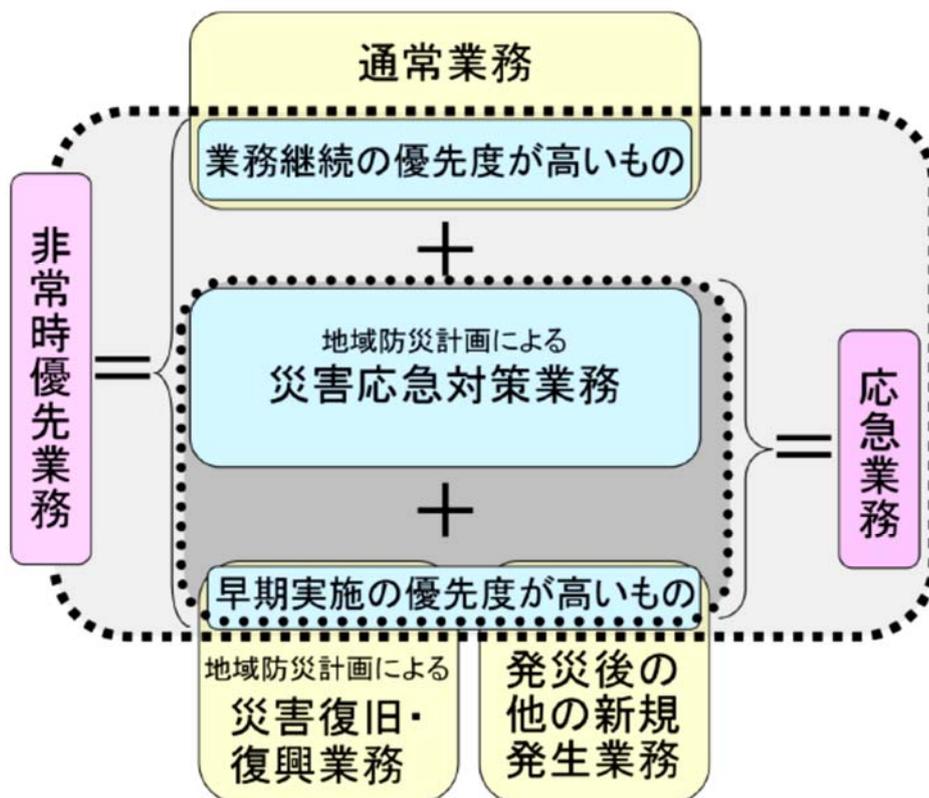
4 非常時優先業務の概念

(1) 位置づけ

災害発生時には、町においても活用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約を受けることを前提に、継続すべき業務を「非常時優先業務」として特定しておく必要があります。

本計画で定める「非常時優先業務」は、災害発生時の限られた人員等の資源の中でも、他の業務に優先して継続しなければならない通常業務や迅速に行われなければならない災害応急・復旧業務とし、その概念は図1の通りとします。

図1 非常時優先業務のイメージ



※「市町村のための業務継続作成ガイド」（内閣府（防災担当）・H27.5）より

(2) 地域防災計画との相違

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策（災害予防対策、災害応急対策及び復旧対策）に係る業務内容を定めるのに対し、業務継続計画は、災害発生時に人員等の資源が制約された状況下において、町が優先して実施する業務（災害応急対策業務のほか、優先度の高い通常業務及び復旧業務）を定め、その遂行を確保するための計画です（表1のとおり）。

表1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、特定公共機関の防災機関	町
計画の趣旨	町等の防災機関が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	町が発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。
実施主体の被災	特に想定していない。（ただし、「通信設備の被災」については想定あり）	庁舎・職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。

	地域防災計画	業務継続計画
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧業務）を対象とする。	非常時優先業務（災害応急対策、優先度の高い通常業務、優先度の高い復旧業務）を対象とする。
業務開始目標時期	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める必要がある。

5 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画とは

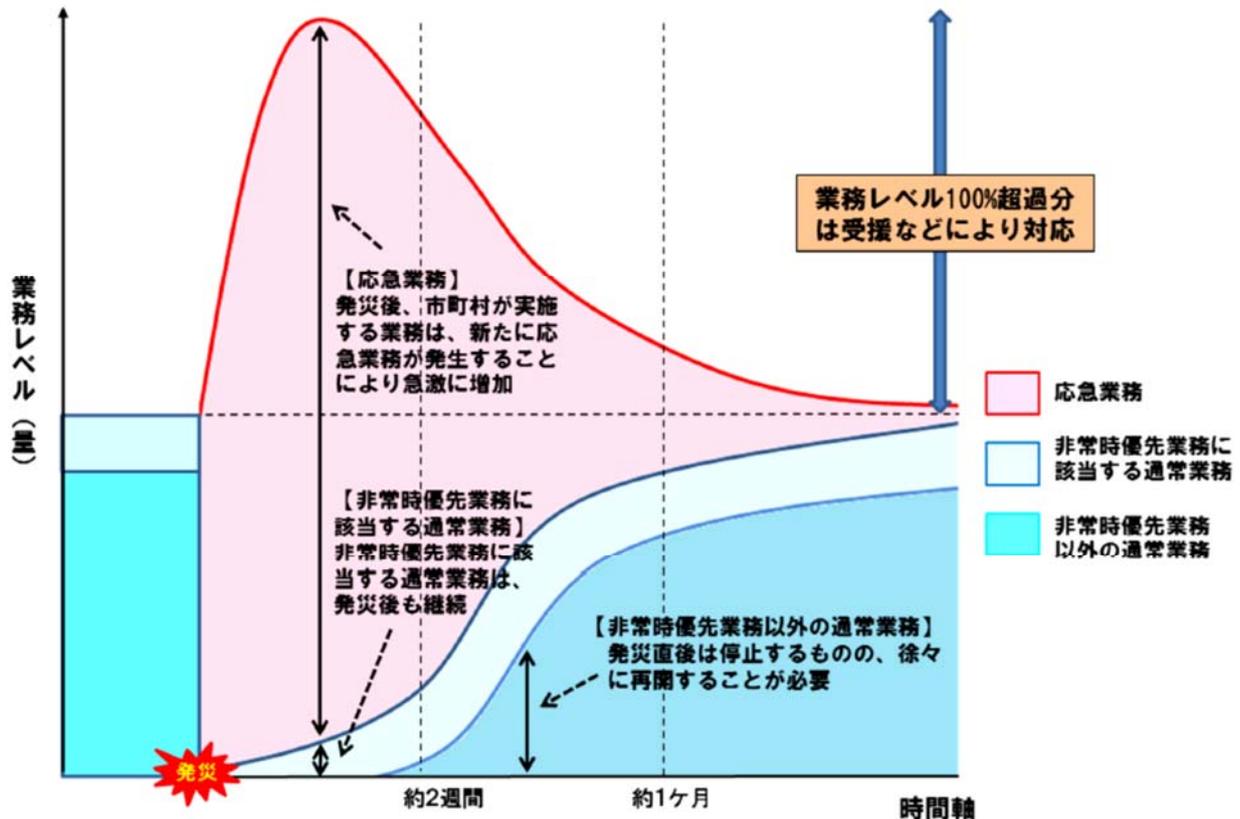
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、制約のある中で、地域防災計画に定められた災害対策業務及び災害時においても実施すべき通常業務（以下「非常時優先業務」）について、リスクを明らかにしたうえで、実施すべき業務の優先順位を定めます。

また、業務の継続に必要な資源の確保や配分、普段の準備など、必要な事項を明らかにし、計画の確実な実践により、大規模災害時にあっても、適切に対応できることを目的とした計画とします。

(2) 業務継続計画の効果

様々な制約下にあっても、業務継続計画に定めた優先順位に従い、状況に応じて必要な措置を講じることにより、図2に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果もたらされ、高いレベルで業務継続が行なえます。

図2 業務継続計画導入による効果イメージ



※「市町村のための業務継続作成ガイド」（内閣府（防災担当）・H27.5）より

6 本計画の基本方針

【基本方針1】

災害発生時には、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に留めることが町の最大の責務であるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施します。

【基本方針2】

非常時優先業務の実施に必要な資源（人、物、情報、ライフライン等）の確保、配分は、全庁横断的な体制で実施します。

【基本方針3】

非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を最優先で確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止、抑制するなど、非常時優先業務に影響を与えないことを第一に対応します。

7 本計画の適用範囲

業務継続計画は、町役場の業務継続について定めたものであるため、適用範囲は、会津坂下町の業務とします。

第2章 前提とする災害と被害想定

1 想定する災害

会津坂下町が想定する災害は、直下を縦断している会津盆地西縁断層帯地震（マグニチュード6強）とします。

2 想定被害

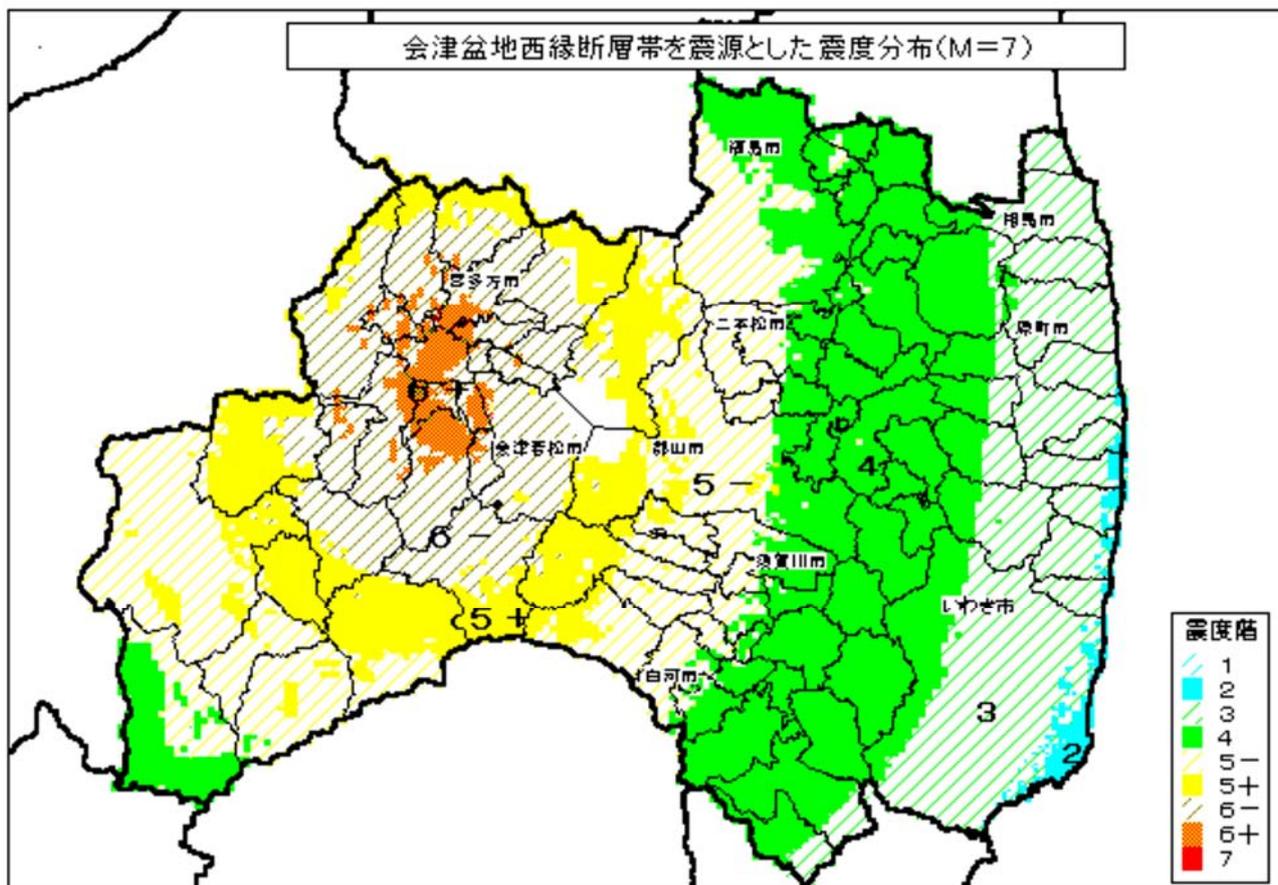
(1) 地震動

会津盆地西縁断層帯地震の規模については、表2のとおりであり、東日本大震災時の5強より以上の被害を想定します。

表2 定量被害想定結果の概要

被害想定分野		会津盆地西縁断層帯地震被害想定結果	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	
地震動（1kmメッシュ数）		6強：約300メッシュ 6弱：約2,000メッシュ 5強：約1,900メッシュ	
液状化危険度		極めて高い：139メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A：1,346メッシュ	
建物被害		木造大破壊：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	
人的被害		死者（夜間）：749人、（昼間）：278人 負傷者（夜間）：4,604人、（昼間）4,476人 避難者：38,366人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	50箇所
		配水管破損箇所数	約1,500箇所
		支障需要家数(直後)	約84,000箇所
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	13箇所
		枝線管きよ被害箇所数	13箇所
	電力	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約2,500本（1,000本）
		架空線被害延長	約58km（約23km）
		地下ケーブル被害延長	約0.43km
		支障需要家数	約7,700件
	ガス	中圧管被害箇所数	0箇所
		低圧管被害箇所数	約450箇所
	電話	電柱被害本数	約3,000本
		架空線被害延長	約5km
地下ケーブル被害延長		約19.0km	

	支障回線数	約29,000回線
道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27
鉄道被害区間		JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松



福島県地域防災計画書より抜粋

参考資料 東日本大震災の規模・被害概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町

	震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、 三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、 会津坂下町 、喜多方市、湯川村、会津美里町、 磐梯町
津波規模	計測値：小名浜港 3 3 3 c m
人的被害	死者：3, 4 6 1 名 行方不明者：5 名 重症者：2 0 名 軽傷者：1 6 2 名
建物被害	住家全壊：2 1, 3 9 3 棟 住家半壊：7 4, 5 3 9 棟 住家一部損壊：1 6 1, 4 7 0 棟 住家床上浸水：1, 0 6 1 棟 住家床下浸水：3 3 8 棟 公共建物被害：1, 2 6 9 棟 その他建物被害：2 9, 5 0 2 棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5, 7 0 6 人 消防団員：4 3, 7 6 6 人
ライフライン等	電気：停電戸数 3 0 万戸（最大時） 水道：断水・漏水 4 4 万戸（最大時） 電話（NTT 回線）：一時県内全域多数で不通

（平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による被害状況災害対策本部取りまとめ 平成 27 年 1 月 5 日現在）

（2）発生する事態の想定

直下断層帯で地震が発生すれば、以下の被害が想定されます。

- 揺れにより、古い家屋・土蔵が多数倒壊し、死傷者、要救助者が発生する。
- 老朽化したブロック塀等が倒壊する。このことにより狭い道路は、通行困難な状態に陥る。
- 火気を使用する機会が多くなる特に冬期間は、ストーブ等の転倒による火災が発生しやすい。
- 地震による道路の損壊やがれきの散乱により、国道 49 号等の幹線道路が渋滞する。
- 山間地においては、地すべり、急傾斜崩壊等の土砂災害が発生する。また、阿賀川においては、両岸の山腹崩落による可道閉塞が発生した場合、堤防越水による水害も懸念される。
- 電気、水道等のライフラインが寸断される。東日本大震災でも発生したが、電話・メールがつながりにくくなる。
- 阪神淡路大震災のような断層型による地震被害が広域化し石油コンビナート等に被害が発生した場合、ガソリン・灯油などの燃料が供給されにくくなる。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務を選定するに当たっての優先区分とその基準は、表3のとおりとします。

表3 非常時優先業務に当たっての優先区分と基準

非常時 優先業務 (優先度の高い通常 業務、優先度の高い 復旧業務・災害応急 対応業務)	A	発災後直ちに（概ね3時間以内）着手しないと町民の生命・身体・財産や町民生活等に重大な影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務
	B	発災後24時間以内に着手しないと町民の生命・身体・財産や町民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても最優先的に対策を講じる必要がある業務
	C	発災後3日以内に着手しないと町民の生命・身体・財産や町民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務
	D	発災後5日以内に着手しないと町民の生命・身体・財産や町民生活等に大きな影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務
	E	発災後1週間以内に着手しないと町民の生命・身体・財産や町民生活等に相当の影響を及ぼすことになるため、限られた資源の中であっても早急に対策を講じる必要がある業務
その他の業務	F	発災後1週間以内は着手しなくても町民の生命・身体・財産や町民生活等に大きな影響を及ぼすことはないと思込まれる業務

2 非常時優先業務の対象範囲

非常時優先業務は、次の業務を対象とします。

(1) 災害時優先業務

地域防災計画で定められている災害対策本部事務分掌の中で、各課で業務を細分化し対象業務を設定します。

(2) 通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、災害発生時から優先的に実施する必要がある業務を対象とします。

3 業務の設定結果

非常時優先業務は165件あり、そのうち、3日以内に着手すべき業務は、137件であった。その内訳は、次のとおりです。

災害対策業務は、全体の約76%の業務を発災直後に着手する必要があります。

主な通常業務は、1週間以内に着手すべき業務が合計64件（ランクA～D）あり、多くの通常業務は、発災後数日間は着手しなくても影響が少ないとの結果となりました。

表4 非常時優先業務

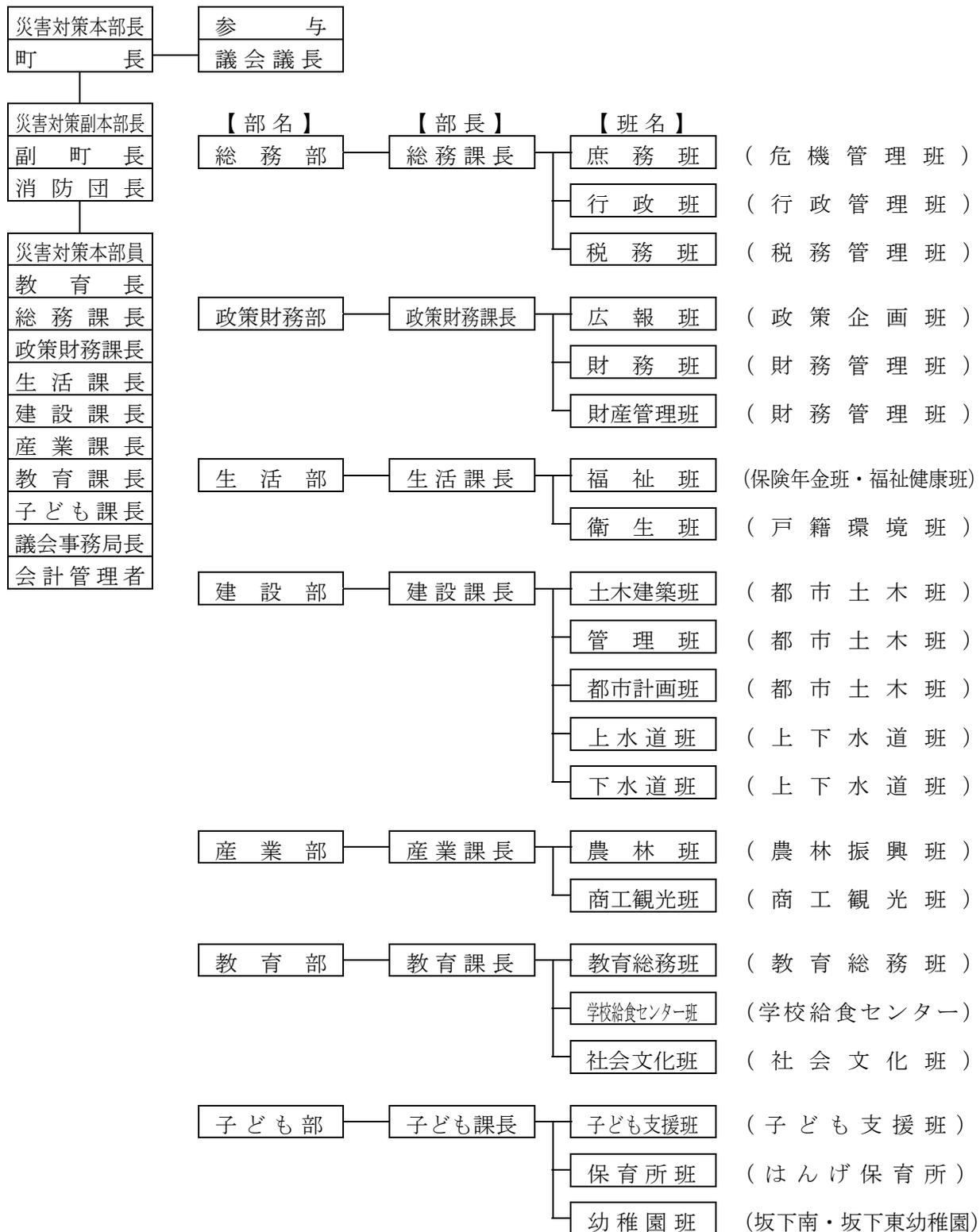
	ランク	評価基準	災害対策業務	通常業務	合計
非常時優先業務	A	発災後直ちに(概ね3時間以内)着手	59	13	72
	B	発災後24時間以内に着手	26	7	33
	C	発災後3日以内に着手	11	21	32
	D	発災後5日以内に着手	2	4	6
	E	発災後1週間以内に着手	3	19	22
	合計			101	64
その他	F	復旧・復興期	4	10	14
合計			105	74	179

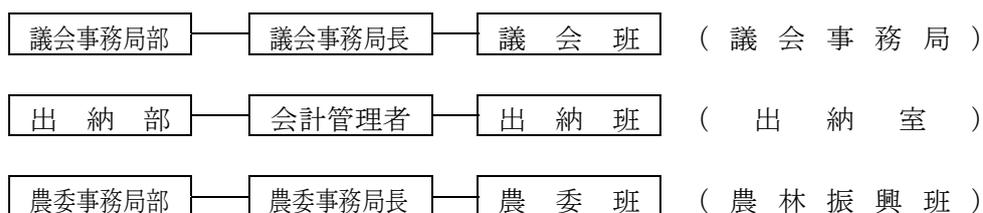
第4章 執行体制の確保と対策

1 災害対策本部体制の確保

災害対策本部の設置基準、組織、職員の動員配備、本部事務局の運営等は、会津坂下町地域防災計画の定めるところによるものとします。

表5 災害対策本部及び組織体制





2 職員の参集

(1) 執務時間内の被災の場合

今後の計画的な耐震改修工事や新たな代替庁舎の建設等により、庁舎倒壊による大きな被害の可能性は低減します。

なお、執務室の什器の転倒やガラスの飛散等により職員の安全に影響を及ぼすおそれがありますが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であると想定されます。

表6 参集予測の対象職員（各部、各班の人員数の明細）（平成27年4月1日現在）

部	班	事務的職員			技術的職員			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
総務部	庶務班(総務管理班)	4		4	1		1	5		5
	行政班(行政管理班)	5	3	8				5	3	8
	税務班(税務管理班)	7	3	10				7	3	10
政策 財務部	財政班(財務管理班)	6		6				6		6
	広報班(政策企画班)	8	2	10				8	2	10
生活部	福祉班(福祉健康班・保険年金班)	11	6	17		7	7	11	13	24
	衛生班(戸籍環境班)	3	3	6				3	3	6
建設部	土木建築班(都市土木班)	1		1	3		3	4	0	4
	管理班(都市土木班)	4		4				4		4
	都市計画班(都市土木班)	3		3	2		2	5		5
	上水道班(上下水道班)	2	1	3				2	1	3
	下水道班(上下水道班)	2		2	2		2	4		4
産業部	農林班(農林振興班)	9		9				9		9
	商工観光班(商工観光班)	3	3	6				3	3	6
教育部	教育総務班(教育総務班)	5	1	6				5	1	6
	学校給食センター班	1	1	2		1	1	1	2	3
	社会文化班(社会文化班)	5	3	8				5	3	8
子ども部	子ども支援班	5	1	6				5	1	6
	保育所班	1		1	1	14	15	2	14	16
	幼稚園班					18	18		18	18
出納部	出納班(出納室)		2	2					2	2

部	班	事務的職員			技術的職員			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
議会 事務局 局部	議会班(議会事務局)	1	1	2				1	1	2
農委 事務局 局部	農委班(農地管理)	2		2				2		2
	合 計	88	30	118	9	40	49	96	71	167

※ なお、災害対策本部員（課長職）9名は含まない。

(2) 執務時間外に被災した場合

① 参集予測方法

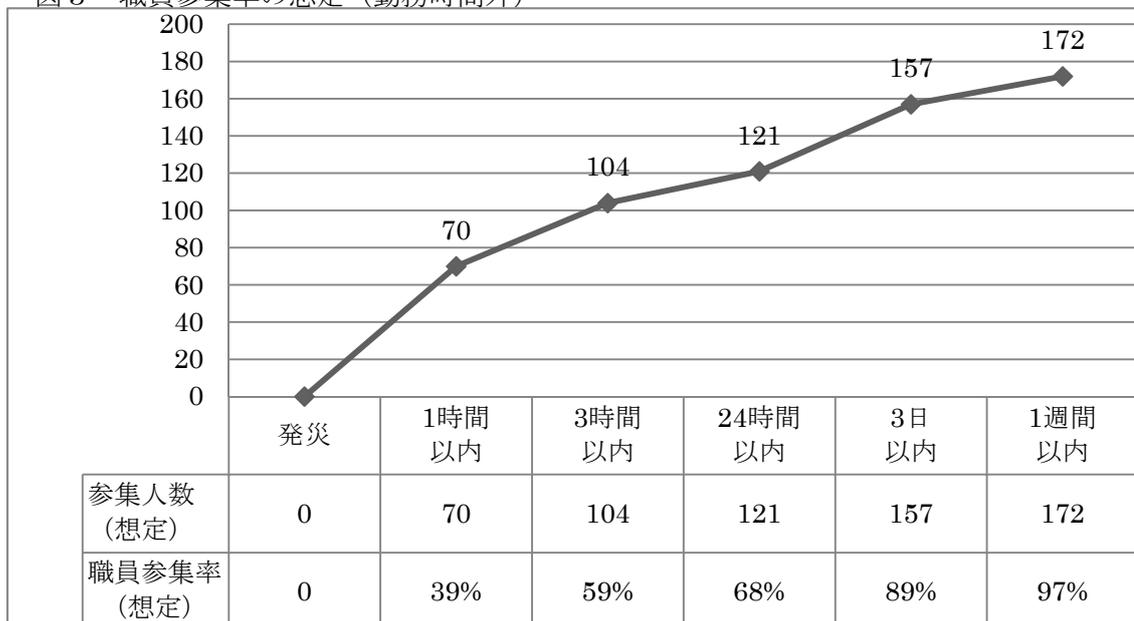
執務時間外に大規模な地震が発生した場合に、執務場所に参集可能な職員数を時系列で把握するため、表6の対象職員全てに以下の条件をあてはめ、居住地からの通勤距離を基に参集時間と参集職員数を算出しました。

【職員参集数算出の条件】	
ア	居住地から、徒歩で参集することを想定 身支度や家族の安否確認などを要することや、悪路も考慮し、通常の歩行速度よりも遅い時速3kmで所要時間を算出する。
イ	1日の歩行距離の上限は、20km以内とし、所要時間は、12時間から24時間の間と想定する。
ウ	東日本大震災時に公共交通機関の復旧状況等を参考として、遠距離通勤者については20kmから40kmまでが3日目から参集が可能となるものと想定する。

② 予測結果

参集予測の結果は、図3のように発災1時間以内に70名(40%)、3時間以内に104名(59%)、24時間以内には121名(68%)、3日以内には157名(89%)、そして1週間以内には172名(97%)が参集可能であり、非常時優先業務の遂行に必要な職員数を確保できる見込みです。

図3 職員参集率の想定(勤務時間外)



(3) 課題

調査の結果、1時間以内に70名(39%)、3時間以内に104名(59%)、であり、発災後早い段階から非常時優先業務の執行が可能であると思われませんが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、早朝という時間帯に発生し、職員の方々も被害に遭われたことも要因のひとつとしてありますが、42時間以内に参集できた職員は、約6割に留まったという報告もあることから、直下型が早朝や深夜の発生した場合には、十分な職員数が確保できない場合も想定されます。

しかしながら、地震発生時の初動態勢が確立できたとしても、非常時優先業務を迅速かつ的確に行うためには、その業務に実際に従事できる人員の確保が必要であります。このため、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認をすることが重要です。

ア 参集困難な要因

- 大規模災害が直下で発生した場合、予想を越える事態が発生する場合も考えられ、職員自身、家族等が被災し、参集することが困難あるいは大幅に遅れる場合が想定されます。
- 発災時には、まず自らの命を守る行動(自助)、近隣住民と協力し、地域で助け合う行動(共助)が初動行動であることから、居住地域において倒壊家屋の閉じ込め等があり、救助活動等に参加することにより、参集が遅れる場合が想定されます。
- 土砂崩れ等が発生し、迂回するために時間を要する場合が想定されます。

イ 代替要員の不在

発災当初の数日間は、24時間体制での対応が必要な場合があり、交代要員が必要となります。

ウ 各課等の業務量の不均衡

非常時優先業務の抽出では、各課等で優先すべき業務数にばらつきが生じてきます。ひとつひとつの業務が同じ業務量とは限らないものの、業務が一時期に集中し、特定の課等で人手不足に陥るおそれが生じてきます。

3 参集職員の把握及び安否確認

職員が被災した場合など安否の確認や参集時間などを容易に確認できる体制の整備が急務であることから、輻輳の影響を受けにくい携帯電話でのEメール機能等を使うなど、確実な情報伝達システムを構築することを検討します。

4 非常時の参集体制

(1) 非常配備に関する職員の配備基準（会津坂下町地域防災計画より抜粋）

配備要員数（災害対策本部設置後）

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の50%

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	1 町域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想される時。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の100%

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い。また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 町内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

(2) 参集場所

勤務時間外、休日等において大規模地震が発生し、災害対策本部の配備体制が決定された場合には、以下の場所に参集するものとします。

区分	参集場所
① 災害対策本部員	所属課・室・局等
② 災害対策本部連絡員（事務局員）	所属課・室・局等へ安否報告後、速やかに本部事務局
③ その他の職員	所属課・室・局等があらかじめ指定する場所

なお、庁舎の倒壊等により入室できない場所を想定し、各課・室・局等は臨時参集場所を定めておくこととします。

(3) 非常時優先業務に係る要員の指定

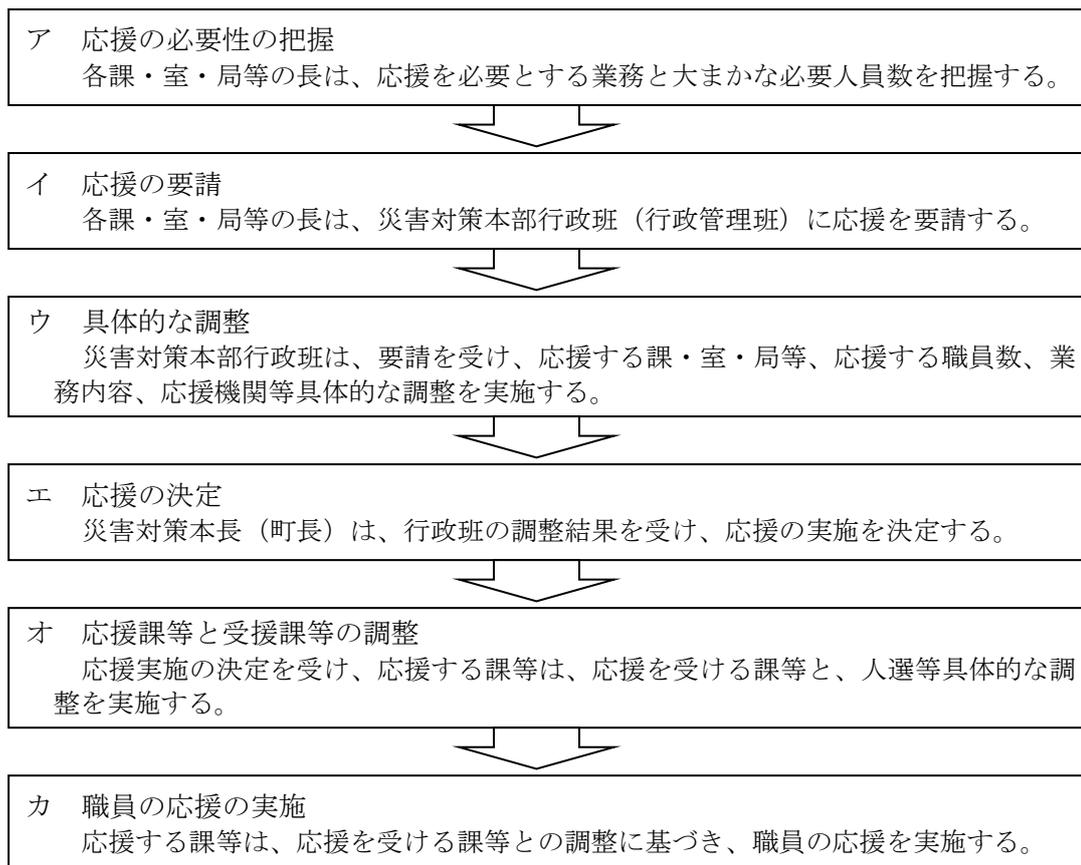
① 担当者の特定

各課・室・局等は、災害対策本部連絡員（事務局員）の指定のほか、他の非常時優先業務の担当者についても、あらかじめ指定しておくものとします。

なお、大規模地震による交通の途絶、職員自身あるいはその家族の被災等により職員の参集が困難となり、非常時優先業務が遅滞・停止することを防止するため、複数の代替要員についても指定するものとします。

② 職員の応援体制

非常時優先業務の集中する課・局・室等では、人員不足が生じ、また24時間対応により交代職員の確保も必要となることから、業務の実施に支障が出ないよう課・室・局等間での応援・受援を次の手順により行うこととします。



5 指揮命令系統及び職務代行

(1) 通常業務の指揮命令系統等

非常時優先業務のうち、優先度の高い通常業務と復旧業務の指揮命令系統及び職務代行については、「会津坂下町行政組織規則」及び「会津坂下町教育委員会事務局組織規則」、「会津坂下町事務決裁規定」等の定めるところによるものとします。

(2) 災害応急事務の指揮命令系統等

災害対策本部での応急業務の指揮命令系統及び職務代行は、「会津坂下町災害対策本部条例」及び「会津坂下町災害対策本部規定」定めるところによるものとします。

なお、災害対策本部長（町長）の職務代行については、このほか「会津坂下町地域防災計画」の定めに基づき行うものとします。

【会津坂下町地域防災計画（一般災害対策編）第2章第1節第1－2（1）エ】

大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

第5章 執務環境の整備及び確保

1 庁舎等の耐震化と代替施設の確保

○ 現状と課題

防災関係施設の建築年度等は、表7のとおりであり、特に本庁舎・東分庁舎は、昭和36年代の建築であり、50年が経過しています。

大規模地震の発生により本庁舎及び北庁舎が損壊するなど、庁舎の一部が使用できない状況になれば、執務スペースが不足します。

表7 庁舎の概要

庁舎	構造	完成年度	階数	耐震基準	耐震改修実施年度	備考
本庁舎	RC	昭和36年	3階	旧基準	未定	
北庁舎	S	昭和52年	3階	旧基準	未定	
東分庁舎	RC	昭和37年	2階	旧基準	未定	
南分庁舎	RC	昭和59年	2階	新基準		
中央公民館	RC	昭和63年	2階	新基準		太陽光発電設備
健康管理センター	RC	平成2年	2階	新基準		

※ RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

○ 対策

本庁舎は、昭和36年建築であり、使用できなくなった場合においては、災害対策本部及びその事務局並びに危機管理対策の業務を行う関係各課等の非常時優先業務の一部を自家用発電設備等を備え、かつ耐震基準を満たす、中央公民館に執務室を移し、危機管理拠点とすることとします。

なお、本庁舎が機能しない場合を想定し、町有施設だけでなく民間施設も含めた代替施設の候補をあらかじめ選定しておくこととします。また、発災時には、各課等が災害対策本部財産管理班（財務管理班）と協議し、速やかに近隣庁舎及び代替施設において執務室を確保することとします。

2 執務環境の確保

(1) 執務室

○ 現状と課題

大地震による震動により、執務室内のロッカーやキャビネットの転倒、天井材の脱落、机上パソコン等の落下、ファイル類や割れた窓ガラスの飛散などの可能性があり、職員の安全に及ぼす影響や執務室への出入り困難まで完全に防ぐことはできません。

○ 対策

執務室へのスムーズな入室を可能とし、あるいは執務室の閉塞を防止するため、ロッカーやキャビネット類は出入り口付近に極力置かない工夫や耐震固定金具等による転倒防止策を講じたり、パソコンやテレビ類なども固定化のための措置を図ります。また、窓ガラス等については飛散防止フィルム等を貼るなどの対策も検討します。

(2) 電力

○ 現状と課題

町有施設の中では、表8のとおり、自家用発電機等を設置しているのは、中央公民館だけであり、庁舎の停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用電源が機能するのは、福島県総合情報通信ネットワーク等の防災通信システム及び基幹システムの2系統のみであり、この非常用電源は、システムを維持するための最低限の容量で電力を供給することが可能であります。電灯等への電力は供給できず非常時優先業務の執行はできない状況となります。

表8 非常用自家発電設備等

庁舎名	再生可能エネルギー	備考
	太陽光設備・蓄電池設備	
中央公民館	22 kwh	

○ 対策

各庁舎における非常時優先業務の執行に必要な非常用発電機を整備し、当該発電機から電力が供給されるコンセントの新增設を検討します。

なお、危機管理拠点では、災害対策本部やその事務局など重要な執務室については、100%の電力供給を維持したまま3日間の連続運転が可能な非常用発電機と必要な燃料備蓄を確保するとともに電源車や太陽光発電設備からの電力供給も可能とします。

(3) 上下水道

○ 現状と課題

水道施設が被災し、断水となった場合は、雑用水も含め庁舎内に水を供給することができなくなります。また、飲料水についても、ペットボトルでの備蓄も行っていないため非常時勤務の職員は水分の補給が出来なくなります。

○ 対策

漏水による二次災害を防ぐため、発災直後は給水管の安全性が確保されるまでは、給水を停止します。

飲料水は、必要数量や保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討するとともに、各課等においては、職員個人でその確保に努めることとします。

また、トイレ設備の構造上、雑用水を貯水することができないため、速やかに仮設トイレ等での対応を検討します。

なお、下水道に関しては、「会津坂下町下水道業務継続計画〈本庁編〉」に基づき、施設の維持や復旧、災害対策本部設置や執務室移転等に伴う拠点等の設営など、非常時の適切な対応を図ります。

3 食料

○ 現状と課題

大規模災害（特に地震災害）が発生した場合は、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。

食料については、災害時非常用食料として町として表9のとおり備蓄しているものの、被災者に配給した場合には、到底職務を執行する職員までには行き届かないのが現状であります。

表9 食料の備蓄状況

食料の種類	数量
クラッカー	720食
シチュー（チキン）	720食
シチュー（野菜）	720食

○ 対策

食料の備蓄は充分でなく、発災当日から不足が見込まれることから、必要量及び保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討していきます。また、対応が長期に渡ることも想定し、各課等において職員に対し、自分の食料については、自ら確保に努めるよう指示することとします。

4 通信手段

(1) NTT回線、携帯電話

○ 現状と課題

本庁舎においては、表8のとおり、災害時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」が7回線、「非常電話」が4回線設置されています。

携帯電話については、1回線のみ防災用携帯電話として配備しています。

表10 庁舎内の非常時優先電話

種 類	設置箇所及び設置回線数
非常時優先電話	戸籍環境班（83-1144）、戸籍環境班（84-1500）、行政管理班（84-1503） 農林振興班（84-1505）、都市土木班（84-1506）、 上下水道班（84-1530・84-1531） 計7回線

○ 対策

東日本大震災時には、電話回線に被害はなかったものの、最悪の場合を想定すれば、使用可能な回線が大幅に減少する可能性も考えられます。

今後は、非常時優先電話を各課に増設していくことを検討します。また、携帯通信機材の提供に係る協定の締結についても検討を行います。

また、役場庁舎が被災し、防災拠点（災害対策本部）を中央公民館に移転した場合、中央公民館の通信回線は、非常時優先電話回線となっていないため、非常時優先回線に変更することも検討します。

5 情報システム基盤（ネットワーク、業務システム）

○ 現状と課題

本町の情報重要システムは、平成21年2月2日に策定した「情報管理部門における業務

継続計画」において、別表 11 のシステムを重要システムと位置付けています。

表11 情報重要システム

重 要 情 報	保管場所	担当部門	記録媒体
住記ネットシステム	本庁舎電算室	戸籍環境班	ストレージ(RAID1)
L G W A N 装置	本庁舎電算室	政策企画班	ストレージ(RAID1)
FilaMakerシステム	本庁舎電算室	政策企画班	HDD
ファイルサーバシステム	本庁舎電算室	政策企画班	ストレージ(RAID5)
グループウェア	本庁舎電算室	政策企画班	HDD
情報通信ネットワークシステム	東庁舎情報センター	政策企画班	ストレージ(RAID1)

○ 対策

重要システムのサーバーなど主要機器の多くは、本庁舎電算室、東分庁舎サーバ室に設置されており、各施設耐震構造を満たしていないのが現状であることから、外部へのバックアップ機能を配し、より安全かつ確実なデータのバックアップに努めていきます。

また、「情報管理部門における業務継続計画」に基づき、重要システムの利用環境の維持や復旧、災害対策本部設置や執務室移転等に伴う情報システム設営支援、各課等が管理する情報システムの復旧への協力など、非常時の適切な対応を図ります。

第6章 計画の推進

1 全庁的な取組

本計画を実効あるものにするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出していくとともに、各課等においては実施マニュアル等を策定するなどにより具体的な取組を行っていく必要があります。

また、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務場所、ライフライン、通信手段等）の確保に向けた課題と対策に、全庁一丸となって着実に取り組んでいく必要があります。

2 推進体制

本計画は、災害対策庁内連絡会議を母体として、総合的かつ計画的に推進していくこととします。

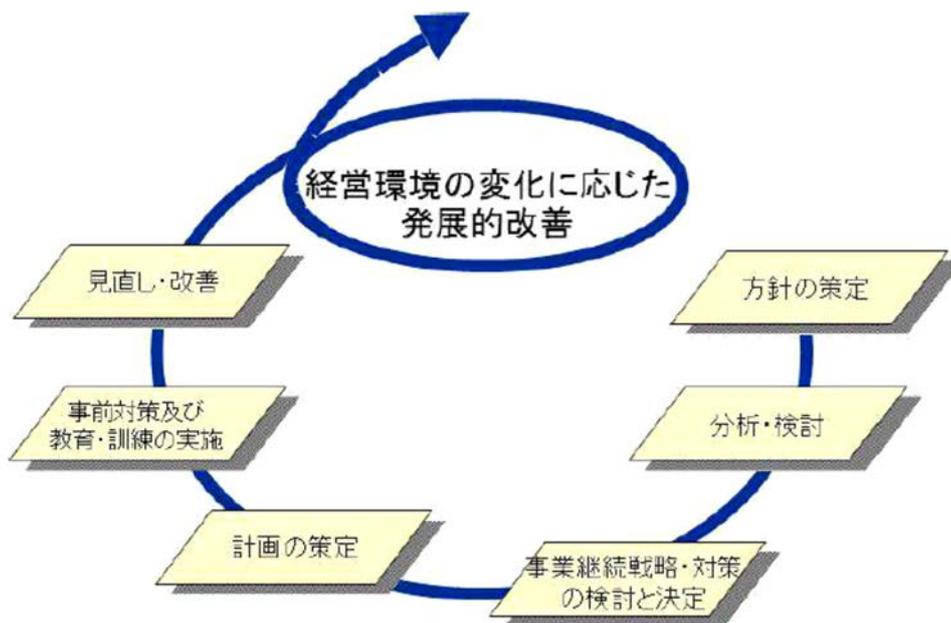
3 計画の見直し

社会的な外部環境の変化や人事異動、機構改革などに伴う組織の変化により、業務や必要な資源は、絶えず変化しています。

本計画は、PDCAの手法を用いて、問題点の洗い出しや課題の検討を行い、計画の見直し・更新を継続的に行いながら、社会や組織の変化に対応できる業務継続計画に取り組むこととします。

- 主な見直し・更新時期は、以下の場合などのとき実施します。
 - ① 被害想定が更新されたとき
 - ② 地域防災計画の改訂内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
 - ③ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
 - ④ 災害対応中などでボトルネック（業務を阻害する原因）課題が明らかとなったとき

図4 業務継続の取組の流れ



出典：業務継続ガイドライン第三版（平成 25 年 8 月改訂）内閣府

4 指定管理者等への周知と連携

本町の設備・施設管理等を行っている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、「会津坂下町災害時業務継続計画」を周知し、大規模災害時の対応等について契約内容の見直しや、対応方法について事前に十分協議することとします。

別表 非常時優先業務（初動・応急・復旧業務）の選定一覧表

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
1	各課等共通			職員・来庁者の救助・搬送に関する事	A	○						
2	各課等共通			職員等の安否確認、職員の参集（安否、参集可否、参集状況）	A	○						
3	各課等共通			指揮命令系統及び業務実施体制の確立	A	○						
4	各課等共通			執務室内の被害状況把握及び保全措置	A	○						
5	各課等共通			所管施設の被害状況把握及び保全措置	A	○						
6	総務課	危機管理班		災害対策本部の設置・運営（本部員会議の準備・庶務）	A	○						
7	総務課	危機管理班		職員の非常招集及び配置	A	○						
8	総務課	危機管理班		各種システム及び通信・情報収集手段の確保	A	○						
9	総務課	危機管理班		避難勧告・避難所等開設及び情報発信（緊急速報メール等）	A	○						
10	総務課	危機管理班		情報収集体制の確立	A	○						
11	総務課	危機管理班		被害状況の収集と整理	A	○						
12	総務課	危機管理班		ライフラインの被害状況等の情報把握	A	○						
13	総務課	危機管理班		人的・物的被害状況及び対応状況の情報収集	A	○						
14	総務課	危機管理班		総合的災害対策の立案	A	○						

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
15	総務課	危機管理班	庁内及び各防災関係機関との連絡調整		A		○					
16	総務課	危機管理班	支援協定調整（人的・物的資源）		A		○					
17	総務課	行政管理班	災害情報の収集連絡		A	○						
18	総務課	行政管理班	本部長・副本部長の安否確認		A	○						
19	総務課	行政管理班	本部長・副本部長の秘書	災害対策本部のスケジュール管理	A	○						
20	総務課	行政管理班	被災職員の救済	被災職員の現状把握及びその職員に対する救済活動	A	○						
21	総務課	行政管理班	自衛隊派遣要請		A	○						
22	総務課	行政管理班	自衛隊活動拠点の調整		A	○						
23	総務課	行政管理班	公用車管理業務	公用車の管理配車修理及び燃料の確保	A		○					
24	総務課	行政管理班	職員の応援動員	職員の応援動員の調整	B			○				
25	総務課	行政管理班	職員の食糧等の確保等に関すること	他自治体等への食糧等の確保等の依頼	B			○				
26	総務課	行政管理班	職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れ調整	他自治体からの応援職員の調整	C				○			
27	総務課	税務管理班	り災関係届出受付事務	り災証明受付及びり災届出証明の発行	D					○		
28	総務課	税務管理班	被災家屋の被害調査		F							○
29	政策財務課	政策企画班	広報体制の確立	被害状況の撮影等の記録	A	○						
30	政策財務課	政策企画班	広報活動	災害に関する情報期間との連絡・調整	A	○						
31	政策財務課	政策企画班	ホームページ運営	災害に関する情報の掲載	A	○						

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
32	政策財務課	政策企画班	被害状況等に関する記録・写真		A	○						
33	政策財務課	政策企画班 各コミュニティセンター	施設利用者の避難及び誘導		A	○						
34	政策財務課	政策企画班 各コミュニティセンター	施設の点検・整備	被害状況確認・安全点検・応急復旧作業	A	○						
35	政策財務課	政策企画班 各コミュニティセンター	災害情報管理	地区内の災害状況把握、災害対策本部（本庁）との連絡調整	A	○						
36	政策財務課	政策企画班 各コミュニティセンター	避難所設置管理業務	避難所の管理運営	A		○					
37	政策財務課	政策企画班	避難行動要支援者（外国人）の救済	会津坂下町国際交流協会等の協力を得て外国人に対する相談体制の確立	B			○				
38	政策財務課	財務管理班	庁舎管理及び庁内電話の管理等	庁舎及び庁内電話の管理	A	○						
39	政策財務課	財務管理班	災害対策財政措置業務	災害対策に必要な財政措置	E						○	
40	政策財務課	財務管理班	町有普通財産調査	町所有財産の被害調査業務	F							○
41	政策財務課	財務管理班	義援物資受付配分業務	義援物資の受付・管理・配分	B			○				
42	生活課	福祉健康班	関係部署との連絡調整	負傷者の救出・救助	A	○						
43	生活課	福祉健康班	救急・救助の実施	負傷者の救護	A	○						
44	生活課	福祉健康班	救護所の設置	負傷者の救護	A	○						
45	生活課	福祉健康班	避難所設置管理業務	避難所の管理運営	A		○					
46	生活課	福祉健康班	災害救助法適用事務	報告・関係帳簿の整備報告	B			○				

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
47	生活課	福祉健康班	避難行動要支援業務（安否確認・安全確保）	避難行動要支援者への情報支援・避難支援	B			○				
48	生活課	福祉健康班	炊き出し・食糧の給与	避難所への食糧の給与	B			○				
49	生活課	福祉健康班	被服、寝具、生活必需品の給与	避難所等への被服、寝具、生活必需品の給与	C				○			
50	生活課	福祉健康班	障害福祉施設の被害状況等調査	障害者福祉施設入所者の安否確認・安全確保	B			○				
51	生活課	福祉健康班	ボランティアセンターとの連絡調整に関すること	ボランティアセンターとの事務調整等	B			○				
52	生活課	福祉健康班	健康管理活動	被災者のニーズに対応した保健指導活動	C				○			
53	生活課	福祉健康班	災害見舞金等支給業務	災害見舞金等の支給	F							○
54	生活課	福祉健康班	災害援護資金等貸付業務		F							○
55	生活課	福祉健康班	医療救護班の編成・DMAT要請		A	○						
56	生活課	福祉健康班	医薬品・医療資機材の調達	県に調達要請	A	○						
57	生活課	保険年金班	高齢者世帯等の保護	情報の伝達に配慮し、地域の支援者と連携し被害情報の伝達	A		○					
58	生活課	保険年金班	医療及び助産のための輸送	重傷者等を病院への搬送、救護所への輸送、救護班の人員の輸送	A	○						
59	生活課	保険年金班	介護保険施設の被害状況調査等		A		○					
60	生活課	保険年金班	高齢者世帯等の保護	避難行動要支援者で在宅福祉サービス利用者、一人暮らし、寝たきり老人の安否確認・安全確保	B			○				

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
61	生活課	戸籍環境班	遺体収容	安置所の確保・管理・ドライ アイスの確保	A	○						
62	生活課	戸籍環境班	埋火葬に係る諸手続	死亡届の受付審査及び埋火葬 許可書の発行	B			○				
63	生活課	戸籍環境班	埋火葬	火葬業務	B			○				
64	生活課	戸籍環境班	一般廃棄物収集運搬業務	家庭ごみの収集に関する業務	B			○				
65	生活課	戸籍環境班	住民情報・安否情報の提供	防災関係機関からの問い合わせ に関し、住民情報の提供等	C				○			
66	生活課	戸籍環境班	遺体捜索のための輸送	遺体処理及び遺体捜索にかか る人員及び衛生材料の輸送	C				○			
67	生活課	戸籍環境班	遺体の処理	遺体の収容	C				○			
68	生活課	戸籍環境班	防疫活動	調査、消毒、病害虫の駆除、 清掃等	C				○			
69	建設課	都市土木班	陸上輸送基地（緊急ヘリ ポート）被害状況確認	鶴沼緑地公園内の臨時ヘリポ ート及び陸上輸送拠点の確保	A	○						
70	建設課	都市土木班	土砂災害の被害状況調査		A		○					
71	建設課	都市土木班	土砂災害応急対策	応急対策	B			○				
72	建設課	都市土木班	道路、橋梁、河川の被害 状況調査		A	○						
73	建設課	都市土木班	道路、橋梁、河川の応急 復旧	応急対策	B			○				
74	建設課	都市土木班	町営住宅の被害状況調査		A	○						
75	建設課	都市土木班	町営住宅の応急復旧	応急対策	B			○				
76	建設課	上下水道班	上下水道施設の被害調査		A	○						
77	建設課	上下水道班	応急給水対策	給水車等による水道供給	B			○				

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
78	建設課	上下水道班	仮設トイレ対策	仮設トイレの確保・設置	B			○				
79	産業課	農林振興班	危険ため池及び農道等の 被害状況調査		B			○				
80	産業課	農林振興班	山林被害状況調査	山林崩落等の被害状況調査	C				○			
81	産業課	農林振興班	農作物等の被害状況調査		C				○			
82	産業課	農林振興班	農業復旧資金に係る相談 窓口の開設	復旧資金の相談受付	B			○				
83	産業課	商工観光班	商業施設の被害等調査	商業施設の稼働状況調査、物 資の把握	B			○				
84	産業課	商工観光班	中小企業の被害状況調査		D					○		
85	産業課	商工観光班	り災商工業者に対する金 融相談	金融相談の事務調整	E						○	
86	出納室		金融機関の確認		B			○				
87	出納室		現金の確保	現金等の保管場所の確保	C				○			
88	議会事務局		議員との連絡調整	安否確認	B			○				
89	議会事務局		議員との連絡調整	避難場所の確認、被害情報の 提供	C				○			
90	教育課	教育総務班	教育施設の被害状況調査		A	○						
91	教育課	教育総務班	児童・生徒の避難対策	児童・生徒の避難誘導、避難 場所の確保	A	○						
92	教育課	教育総務班	教育施設の応急修繕		B			○				
93	教育課	教育総務班	避難所協力	避難所運営補助	B			○				
94	教育課	教育総務班	義援金品の受付・配布	教育関係の義援金品の受付・ 配布	E						○	
95	教育課	給食センター	施設の被害状況確認		A	○						

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	
96	教育課	給食センター	給食施設の使用協力		B			○				
97	教育課	生涯学習班	社会教育施設の被害状況 確認	被害状況の確認	A	○						
98	教育課	生涯学習班	避難所設営及び運営	避難者の受入れ	A	○						
99	教育課	生涯学習班	文化施設の被害状況調査	被害状況の確認	A	○						
100	子ども課	子ども支援班	保育所及び幼稚園の被害 状況調査		A	○						
101	子ども課	子ども支援班	避難行動要支援児対策	親のけがや死亡等により要保 護となった児童の養育の確保	A	○						
102	子ども課	ばんげ保育所	施設の被害状況調査		A	○						
103	子ども課	ばんげ保育所	避難行動要支援者（乳幼 児）の保護	避難状況及び保護者への引渡 状況	A	○						
104	子ども課	坂下南幼稚園 坂下東幼稚園	施設の被害状況調査		A	○						
105	子ども課	坂下南幼稚園 坂下東幼稚園	避難行動要支援者（園児） の保護	避難状況及び保護者への引渡 状況	A	○						

別表 非常時優先業務（主な通常業務）の選定一覧表

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～	
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ 以降	当分の間 縮小・休止 する業務
1	総務課	行政管理班	議会の招集及び議案に関する こと		B			○					
2	総務課	行政管理班	郵券の受払に関する こと		E						○		
3	総務課	行政管理班	公印に関する こと		A	○							
4	総務課	行政管理班	陳情、訴訟及び賠償に 関すること		F							○	
5	総務課	行政管理班	給与及び旅費に関する こと		D					○			
6	総務課	行政管理班	共済及び福利厚生に 関すること		D					○			
7	総務課	行政管理班	健康管理及び安全衛生に 関すること		B			○					
8	総務課	行政管理班	町長及び副町長の秘書に 関すること		A	○							
9	総務課	危機管理班	防災計画及び消防計画 に関する こと		F								○
10	総務課	危機管理班	消防団員の教養訓練に 関すること		F								○
11	総務課	危機管理班	交通安全施設に関する こと		F							○	
12	総務課	危機管理班	防犯に関する こと		D					○			
13	総務課	税務管理班	軽自動車の標識交付に 関すること		E						○		
14	総務課	税務管理班	町税等の証明に関する こと		E						○		
15	総務課	税務管理班	自動車の臨時運行に 関すること		E						○		

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～	
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ 以降	当分の間 縮小・休止 する業務
16	政策財務課	政策企画班	情報公開及び個人情報保護に関すること		B			○					
17	政策財務課	政策企画班	電算処理及びデータの記録保全に関すること		A	○							
18	政策財務課	政策企画班	電算業務全般に関すること	システム保守等	C				○				
19	政策財務課	財務管理班	長期及び短期の借入に関すること		E						○		
20	政策財務課	財務管理班	庁舎の維持管理		A	○							
21	政策財務課	財務管理班	物品の調達及び修理に関すること		C				○				
22	生活課	戸籍環境班	戸籍に関すること		C				○				
23	生活課	戸籍環境班	住民登録に関すること		C				○				
24	生活課	戸籍環境班	印鑑の登録及び証明に関すること		E						○		
25	生活課	戸籍環境班	浮浪者、行路病人及び行路死亡人に関すること		A	○							
26	生活課	戸籍環境班	廃棄物の処理及び清掃に関すること		B			○					
27	生活課	戸籍環境班	畜犬登録及び狂犬病の予防に関すること		F							○	
28	生活課	戸籍環境班	火葬場の管理運営に関すること		A	○							
29	生活課	福祉健康班	児童福祉に関すること		E						○		
30	生活課	福祉健康班	高齢者福祉に関すること		E						○		
31	生活課	福祉健康班	障がい者（児）福祉に関すること		C				○				

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～	
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ 以降	当分の間 縮小・休止 する業務
32	生活課	福祉健康班	生活保護に関すること		C				○				
33	生活課	福祉健康班	母子保健に関すること		C				○				
34	生活課	保険年金班	国民健康保険特別会計に関すること		C				○				
35	生活課	保険年金班	介護保険特別会計に関すること		C				○				
36	生活課	保険年金班	後期高齢者医療特別会計に関すること		C				○				
37	建設課	都市土木班	都市公園等に関すること		A	○							
38	建設課	都市土木班	町営住宅の管理に関する こと		A		○						
39	建設課	都市土木班	道路、河川、水路等の占 用に関すること		B			○					
40	建設課	都市土木班	道路の除雪に関すること	降雪時期のみ	A	○							
41	建設課	都市土木班	河川の維持管理に関する こと		B			○					
42	建設課	上下水道班	水道施設の維持、管理に 関すること。		C				○				
43	建設課	上下水道班	下水道及び農業集落排水 施設の維持管理に関する こと		C				○				
44	建設課	上下水道班	水道事業会計に関するこ と		E						○		
45	建設課	上下水道班	下水道事業特別会計に関 すること		E						○		
46	建設課	上下水道班	農業集落排水事業特別会 計に関すること。		E						○		

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～	
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ 以降	当分の間 縮小・休止 する業務
47	産業課	農林振興班	農産物の生産及び加工の 振興に関する事		C				○				
48	産業課	農林振興班	農用地の管理に関する事		C				○				
49	産業課	農林振興班	砂利採取に関する事		F							○	
50	産業課	商工観光班	商工金融に関する事		F							○	
51	産業課	商工観光班	労務及び雇用に関する事		E						○		
52	産業課	商工観光班	中小企業の融資に関する事		E						○		
53	出納室		支出負担行為の確認及び 収入命令の審査に関する事		C				○				
54	出納室		現金の出納及び保管に関する事		C				○				
55	出納室		有価証券の出納保管に関する事		C				○				
56	議会事務局		議会本会議の議事に関する事		E						○		
57	議会事務局		委員会に関する事		E						○		
58	教育課	教育総務班	教育委員会に関する事		E						○		
59	教育課	教育総務班	学校に管理運営に関する事		C				○				
60	教育課	教育総務班	生徒・児童に関する事		C				○				
61	教育課	教育総務班	通学及び通園区域に関する事		E						○		
62	教育課	給食センター	施設の維持・管理に関する事		C				○				

	各課班名		非常時優先業務		優先 順位	初動段階		応急段階		復旧段階		復旧～	
			業務名	業務内容		直ちに	3時間以内	3時間～24 時間以内	3日以内	5日以内	1週間以内	それ 以降	当分の間 縮小・休止 する業務
			ること										
63	教育課	給食センター	学校給食に関すること		A		○						
64	教育課	社会文化班	社会教育施設管理に関すること		C				○				
65	教育課	社会文化班	社会教育の調整に関すること		F							○	
66	教育課	社会文化班	文化財の保護、調査及び活用に関すること		A		○						
67	教育課	社会文化班	旧五十嵐家住宅の維持、管理及び活用に関すること		F							○	
68	教育課	社会文化班	美術館施設の維持、管理及び活用に関すること		F							○	
69	教育課	社会文化班	町史編さん事業に関すること		E						○		
70	教育課	社会文化班	歴史的資料の収集、管理及び公開に関すること		E						○		
71	子ども課	子ども支援班	子育て支援事業に関すること		D					○			
72	子ども課	子ども支援班	幼稚園と保育所の連絡調整に関すること		B			○					
73	子ども課	ばんげ保育所	入所児童の保育に関すること		A		○						
74	子ども課	坂下南幼稚園 坂下東幼稚園	園務運営に関すること		A		○						